

宮崎県と国立研究開発法人情報通信研究機構の霧島山（えびの高原（硫黄山））に  
設置した高精細カメラ映像の利活用に向けた研究協力に関する覚書

この覚書において、宮崎県（以下「甲」という。）と国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「乙」という。）は、次のとおり合意する。

（目的）

第1条 この覚書は、乙が霧島山（えびの高原（硫黄山））に設置した高精細カメラ映像を甲乙双方が利活用するための研究協力を行うことを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲乙双方は、本覚書の範囲内で次の各項目について協力しあうものとする。

- （1） 乙は、当該高精細カメラ映像の伝送に必要な機材を設置し、維持及び運用を担当する。
- （2） 乙は、当該高精細カメラ映像の伝送に必要な機材の設置、維持、運用に係る費用を負担する。
- （3） 甲は、当該高精細カメラ映像を、自治体における火山活動の状況把握などに利活用する。ただし、乙の許可なく公開することや第三者への提供はできない。
- （4） 甲乙双方は、当該研究協力で得られた結果を共有し、必要に応じて関係者に周知する。
- （5） その他、甲乙は双方合意により必要事項について協力する。

（有効期間）

第3条 本覚書の有効期間は、本覚書締結日から令和8年3月31日までとする。

- 2 前項に定める有効期間の変更が必要な場合は、変更の3か月前までに、甲乙一方から相手方に対し書面により申し出ることとする。
- 3 乙は、当該高精細カメラ映像の提供を永続的、安定的に行うものではなく、甲への事前の通告なしに一時的に中止することがある。

（疑義の解決）

第4条 本覚書の履行に関して生じた疑問又は覚書に定めのない事項については、甲乙双方において協議し解決する。

（以下本頁余白）

本覚書締結の証として、本通2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年3月21日

甲 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号  
宮崎県総務部  
危機管理統括監 横山 直樹 印

乙 宮城県仙台市青葉区片平2丁目1番3号  
国立研究開発法人情報通信研究機構  
ネットワーク研究所レジリエントICT研究センター  
研究センター長 井上 真杉 印